

甲斐市自立支援教育訓練給付金のご案内

ひとり親家庭等の母または父が就職に結びつく教育訓練を受講した際に、学費の一部を助成します。

○対象となる人

助成対象は、次の要件を満たす母子家庭の母(父子家庭の父)※です。

※18歳未満の児童を扶養している必要があります。

- ・児童扶養手当の受給者と同様の所得水準にある人
- ・教育訓練を受けることが、適切な職に就くために必要であると認められる人
- ・過去にこの給付金を受給したことがない人



○対象となる講座と支給額

対象講座は、雇用保険制度(雇用保険法及び雇用保険法施行規則)で規定されている次の講座です。

① 一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の指定講座

支給額:訓練経費(受講のために支払った費用)の60%(上限400,000円、下限12,000円)※

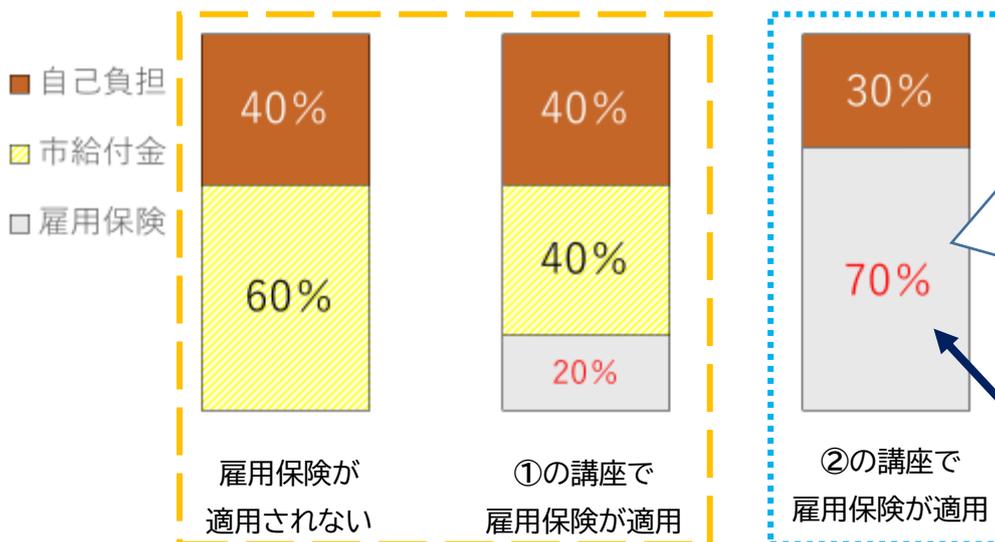
※雇用保険法による教育訓練給付金を受給できる場合は、その金額を差し引いた金額

② 専門実践教育訓練給付金の指定講座

支給額:訓練経費の60%(上限400,000円)×就業年数(上限1600,000円)※

※雇用保険法による教育訓練給付金を受給できる場合は、その金額を差し引いた金額

訓練経費全体を100%とした時の負担割合



②の専門実践教育訓練給付金は、ハローワークの雇用保険で適用される場合は、最大で訓練経費70%が支給されるため、市への申請は不要です。



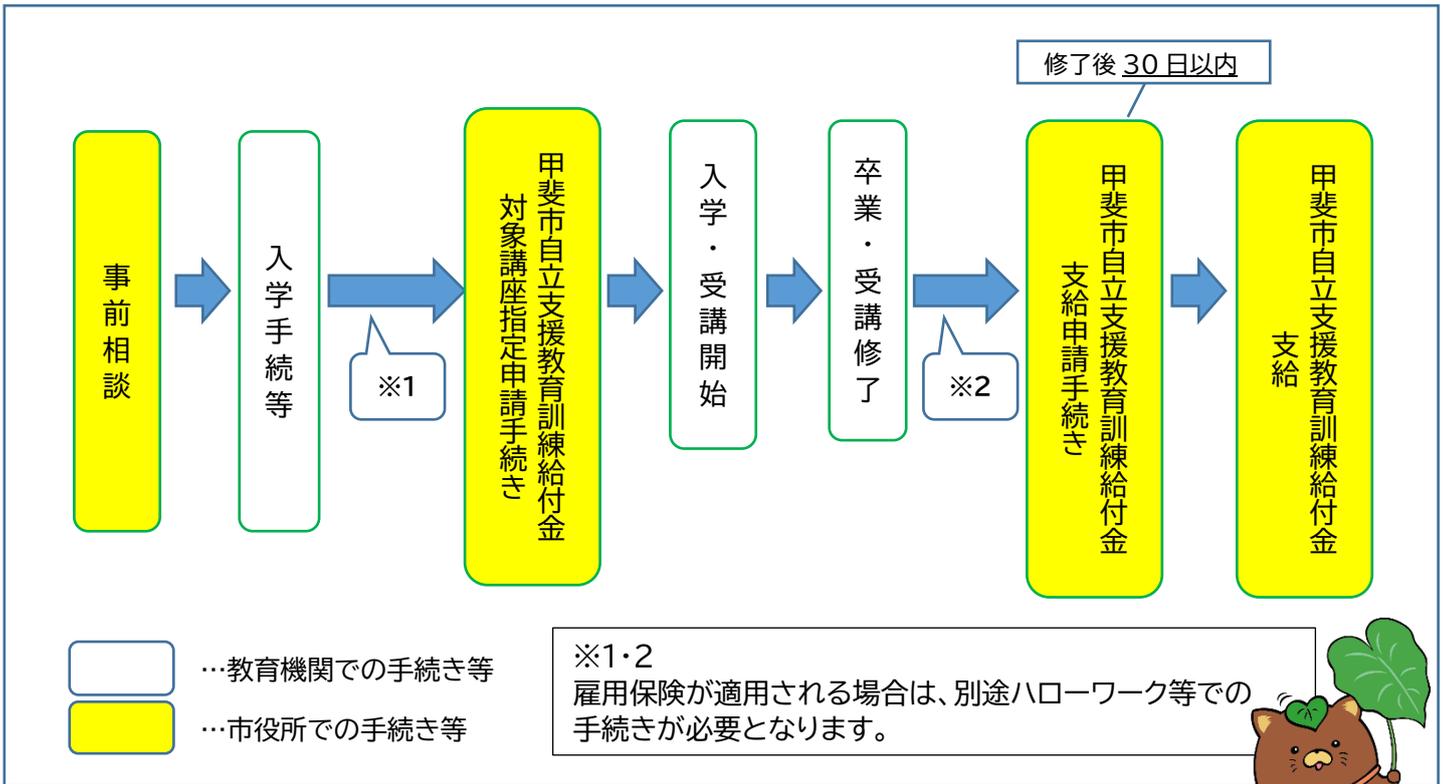
その他、就業に結びつく可能性が高いと認められる講座も対象となる場合があります。

○事前相談

給付金の利用を希望する場合は、受講開始前に事前相談が必要です。

事前相談のないまま受講を開始した場合、申請を受け付けられない場合があります。

○手続きの流れ



○申請に必要な書類

教育機関等での受講開始前に、次の書類をご用意の上、指定申請をしてください。
受講修了後の支給申請については、別途ご案内いたします。

- 甲斐市自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書(窓口記入)
- 申請者と児童の戸籍謄本又は抄本(1か月以内に取得したもの)
- 児童扶養手当の証書の写し(児童扶養手当を受給している人)
- 所得課税証明書(児童扶養手当を受給していない人※)
※1月～7月の申請は前々年分、8月～12月は前年分
※該当年の課税状況を公簿で確認できる場合は不要です。
- 教育訓練給付金支給要件回答書※(雇用保険が適用されない人)
※ハローワークで発行される書類です。
- 個人番号カード(ない人は個人番号がわかるものと顔写真付きの身分証明書)

制度の詳細やご不明な点についても、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先
甲斐市役所 子育て支援課 TEL:055-278-1692

